

国民健康保険証が5月から新しくなります



一般被保険者証は若草色
退職被保険者証はアイボリー色
有効期限は平成17年10月31日

町国民健康保険の被保険者証の有効期間が、4月30日で切れます。

新しい被保険者証は4月末までに郵送いたします。

〈有効期限が変わります〉

11月1日から被保険者証をひとり1枚のカード方式に変更します。今回更新の有効期限は平成17年10月31日となっています。ただし、国民健康保険税に未納額のある世帯には、3か月ごとに更新の必要な短期被保険者証として、平成17年7月31日まで有効の被保険者証を送付します。

〈遠隔地用・学生用の被保険者証〉

自宅から離れて通学や施設に入所している方で、被保険者証を17年度も引き続き別々が必要とされる場合は、次のものを持参し、申請したうえ

で保険年金課の窓口でお受け取りください。

① 送付した新しい被保険者証

② 在学または在園証明書

③ ④または⑤の表示されている旧被保険者証

④ 印鑑（みとめ印）

※学生または施設入所者でなくなった場合は、右記の①、③、④を持参のうえ、該当しなくなった旨の届出をお願いし

〈短期被保険者証の更新〉

3か月間有効の短期被保険者証の交付を受けた方の、2回目以降の被保険者証は郵送はしませんので、未納額の一部を納付したうえ、保険年金課窓口で更新をしてください。※納付確認をしますので領収書を持参してください。

〈旧被保険者証の返却〉

旧被保険者証（一般用：藤

色・退職者用：空色）は5月1日以降に保険年金課に返却してください。（郵送可）ふれあい活動センター「ゆめくる」でもお預かりいたします。（休館日を除く）

国民健康保険係
〒362-8517
小室9493 町保険年金課
郵送の場合
国民健康保険係

海外滞在と国民健康保険

町国民健康保険の加入者の方が海外滞在する場合は次のようになります。

〈住所を伊奈町のまま滞在〉

国保は加入したままになりますので、滞在期間中も国保税は課税されます。なお、滞在中に医療を受けた場合は申請により本人負担の3割を差し引いた7割相当額（日本国での医療費換算）をお返し

〈住所を海外に移して滞在〉

日本国での制度は適用されませんので、国保からの脱退をしてから渡航してください。

国民健康保険係

国民健康保険係
2162

国民年金

学生のみならず忘れていませんか？

学生納付特例制度

学生のみならず20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

実施します

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 4月26日(火)10時～15時
場所 役場3階第3会議室
持参するもの 年金手帳(基

校および個別に定められた各種学校等の学生(夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む)であつて、本人の前年所得が118万円以下の方です。扶養家族があれば、基準額が変わります。

手続き(持参いただくもの)
年金手帳・学生証(または学生証の写し)、印鑑
承認期間

これまで、保険料猶予となる期間は申請をした月の前月から3月まででしたが、平成17年4月からは、申請が遅れた場合でも年度初めの4月までさかのぼって承認されます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金が受けられない場合

国民年金集合徴収

大宮社会保険事務所職員による平成17年度保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収を行います。

※この日は、収納のみのお取扱い日です。相談はできませんのでご了承ください。

日時 4月28日(木)13時～17時
場所 役場3階第3会議室

★定額保険料を納付書による現金納付した場合

	一括前納で納めたとき		割 引 額	納 付 期 限
	毎月納めたとき	一括前納で納めたとき		
1年分	162,960円	160,070円	2,890円	5月2日
	(167,760円)	(164,780円)	(2,980円)	
半年分	81,480円	80,820円	660円	前期分5月2日
	(83,880円)	(83,200円)	(680円)	後期分10月末日

※()内は付加保険料のある場合です。

割引があります

定額保険料や付加保険料を4月末日(今年は4月末日が休日のため5月2日)までに一括して前納すると、割引があります。

4月はじめに社会保険庁より送付された平成17年度分納付書を持って、金融機関の窓口や社会保険事務所前納する旨を申し出てください。

にじいろぱれっと 家族の会話



ある日の夕食の時間です。としこさんは、気になっていることを家族に相談してみました。

「ねえ、最近おとなりの子、顔にあざがあつたり、学校を休んだりしているみたいなの。泣き声もよく聞こえてくるし、

心配なんだよね。」
母親からは、「でも、おとなりの子育てに口だしはできないのよ。」という言葉が返ってきました。

そしてしばらくの間、沈黙が続きました。すると、父と母が顔をみあわせて、「やっぱ、見て見ぬふりじゃいけないね。地域の人も相談してみましよう。」
としこさんは大きくうなずきました。

あなただったら、どうしますか？

人権教育啓発資料

里親制度を知っていますか？



里親とは？

里親とは、病気や家庭の事情など何らかの理由で、親子どもを育てられない場合に、一時的または継続的に子どもを預かり、育てる人のことです。

近年、親が育てられず保護を必要とする子どもが増えています。子どもが健やかに育つためには、温かい環境の中で

過ごすことがとても大切です。里親になるには？

特別な資格は不要ですが、面接や審査などがあります。詳しくは、役場健康生活課か中央児童相談所までお問い合わせください。

中央児童相談所 048-775-4411
健康生活課 2143・2144

子どもを救うのはあなたです！

「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)を

- 伊奈町健康生活課 048-721-2111
- 埼玉県中央児童相談所 048-775-4411
- 北足立福祉保健総合センター 048-541-0290

虐待とは？

子どもの虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。具体的には、次の4つのタイプがあります。

- ① 身体的虐待 身体に外傷が生じる暴力をふるうこと
- ② 性的虐待 子どもに対して性的行為を強要したりすること
- ③ 心理的虐待 子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、子どもを無視したりすること
- ④ ネグレクト(養育の拒否・怠慢) 子どもの成長・発達のために必要な衣食住の世話をしていないで放っておくこと

これまで、児童虐待に関する連絡先は、都道府県の設置する福祉事務所や児童相談所等となっていました。児童虐待の防止等に関する法律が4月1日から改正されたことにより、新たに「市町村」が加わりました。

また、次の行為についても児童虐待にあたります。

- ・保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)
- ・子どもの前でドメスティック・バイオレンスを行うこと(心理的虐待)